

山梨県公報

第二千七百九号

平成二十九年

六月二十九日

木曜日

目次

告示

- 特定個人情報提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任……………五二三
- 土地改良区の定款の一部変更の認可……………五二三
- 道路の区域変更……………五二三
- 道路の供用開始(二件)……………五二三
- 落札者の決定について……………五二四
- 公共測量の終了……………五二四
- 開発行為に関する工事の完了について……………五二四
- 教育委員会……………五二五
- その他……………五二五
- 山梨県議会会議規則の一部を改正する規則……………五二五

告示

山梨県告示第二八八号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報提供等に関する省令(平成二十六年総務省令第八十五号。以下「省令」という。)第四十九条第一項の規定により、次のとおり特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を委任した。

平成二十九年六月二十九日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 委任の相手方 東京都千代田区一番町二十五番地 地方公共団体情報システム機構
- 二 委任の期間 平成二十九年六月二十七日から省令第五十一条第一項の規定により委任を解除する日まで

山梨県告示第二九〇号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成二十九年六月二十一日箕輪輪土地改良区の定款の一部変更を認可した。

平成二十九年六月二十九日

山梨県知事 後 藤 斎

山梨県告示第二九一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十九年七月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月二十九日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 白井甲州線
- 三 道路の区域

区 間	旧 敷地の幅員 (メートル)		延 長 (メートル)
	新	旧	
笛吹市一宮町東新居字向原一〇〇四番一地 先から 笛吹市一宮町石字雨田一〇三八番六地先ま で	九・七	九・七	一六五・六
	一八・八	四三・五	一六八・四
	九・七	九・七	一六八・四
	一八・八	四〇・五	一六八・四

山梨県告示第二九一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十九年七月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月二十九日

山梨県知事 後 藤 斎

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日

県道	白井甲州線	笛吹市一宮町東新居字下久保田六八八番一地从先から 笛吹市一宮町石字雨田一〇三七番四地先まで	一一六・八	平成二十九年六月二十九日
----	-------	--	-------	--------------

山梨県告示第二百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十九年七月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延（メートル）長	供用開始の期日
一般国道	四百十三号	南都留郡道志村字下中山九七六 三番三地从先から 南都留郡道志村字上神地道坂川 左岸堤防地先まで	九三・一	平成二十九年七月一日

公 告

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十九年六月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 落札に係る物品

- (一) 名称 特種自動車（路面清掃車）
- (二) 数量 一台

二 契約に関する事務を担当する所属

- (一) 名称 山梨県総務部財産管理課
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 平成二十九年六月二十日

四 落札者

- (一) 名称 株式会社キムラ
- (二) 住所 山梨県甲府市国母五丁目十番十七号

五 落札金額 三千四百七十九万六千三百六十七円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 平成二十九年五月十一日

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により甲府地方事務局から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年六月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 測量の種類 公共測量（基準点測量）

二 測量の地域 甲府市の一部

三 測量の期間 平成二十八年十一月一日から平成二十九年二月二十八日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年六月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町大石字前浜千四百七十三の三、千四百七十四の三、千四百七十五の三、千四百七十七の一、千四百八十の四、千四百八十の七、千四百八十の八、千四百八十一の一及び千四百八十一の二並びに字鐘撞戸千四百八十二の一、千四百八十二の三及び千四百八十六の一並びに字湖中二千五百八十五の百三十八、二千五百八十五の百三十九及び二千五百八十五の百四十二の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲府市朝氣一丁目一番四号 株式会社タンザワHD 代表取締役 丹沢大一

教育委員会

山梨県教育委員会告示第五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報等の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号。以下「省令」という。）第四十九条第一項の規定により、次のとおり特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を委任した。

平成二十九年六月二十九日

山梨県教育委員会

教育長 守 屋 守

- 一 委任の相手方 東京都千代田区一番町二十五番地 地方公共団体情報システム機構
- 二 委任の期間 平成二十九年六月二十七日から省令第五十一条第一項の規定により委任を解除する日まで

その他

山梨県議会規則第一号

山梨県議会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年六月二十九日

山梨県議会議長 望 月 勝

山梨県議会議規則の一部を改正する規則

山梨県議会議規則（昭和三十一年山梨県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。
別表中十一の項を十二の項とし、十の項を十一の項とし、九の項の次に次のように加える。

十 災害対策連絡会議	大規模災害発生時においての今後の対応等に関する協議及び調整	議長、副議長、 議会運営委員 並びに各常任 委員会の委員 長及び副委員 長	議長
------------	-------------------------------	--	----

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番